給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第３号

山口県宇部市大字沖宇部30番地19
再生債務者　本間　隆司
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年10月９日まで
4　一般異議申述期間　平成26年10月16日から平成26年10月23日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（再ロ）第３０号

大阪市淀川区新北野２丁目６番23―208号
再生債務者　古田　峻士
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年10月10日まで
4　一般異議申述期間　平成26年10月16日から平成26年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第１００２７号

東京都板橋区前野町３―21―10―407
再生債務者　那須　裕二
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年８月26日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年９月24日まで
平成26年９月10日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再ロ）第５号

埼玉県川越市大字菅間32番地19
再生債務者　渡辺　修宏
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年９月５日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年10月10日まで
平成26年９月９日
さいたま地方裁判所川越支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第２号

福岡県行橋市大字中津熊262番地24
再生債務者　村田　貴志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年９月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月11日
福岡地方裁判所行橋支部再生係

平成２６年（再ロ）第２号

広島県呉市焼山中央４丁目５番26号
再生債務者　上田　大
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年９月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月11日　広島地方裁判所呉支部

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
社員総会の議決は平成二十六年五月二十九日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
平成二十六年九月二十二日
北海道石狩郡当別町六軒町六九番地一一
（甲）特定非営利活動法人ノーマライゼーションセンターによきにより
理事長　大原　裕介
北海道石狩郡当別町金沢一七五七北海道医療大学看護福祉学部石川秀也研究室
（乙）特定非営利活動法人福祉オンブズマンほっかいどう
理事長　米本　秀仁

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
両社の株主総会の承認決議は、平成二十六年八月十八日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年六月十七日
掲載頁　九十頁（号外第一三五号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十六年九月二十二日
札幌市手稲区曙１条１丁目２番３四号
（甲）株式会社Ａｃｃｉｓｔ
代表取締役　笹原　聡
札幌市手稲区曙１条１丁目２番３四号
（乙）有限会社笹原梱包
代表取締役　笹原　聡

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十六年十一月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年五月三十日
掲載頁　一〇二頁（号外第一二〇号）
平成二十六年九月二十二日
千葉県市川市八幡二丁目三番一一号
（甲）株式会社市進ホールディングス
代表取締役社長　下屋　俊裕
東京都江戸川区北小岩八丁目一三番三号
（乙）株式会社友進
代表取締役社長　武井　孝雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）（乙）ともに
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年八月二十八日
掲載頁　三十八頁（号外第一九二号）

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年六月十七日
掲載頁　九十頁（号外第一三五号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十六年九月二十二日
札幌市手稲区曙１条１丁目２番３四号
（甲）株式会社Ａｃｃｉｓｔ
代表取締役　笹原　聡
札幌市手稲区曙１条１丁目２番３四号
（乙）有限会社笹原梱包
代表取締役　笹原　聡

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十六年十一月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年五月三十日
掲載頁　一〇二頁（号外第一二〇号）
平成二十六年九月二十二日
千葉県市川市八幡二丁目三番一一号
（甲）株式会社市進ホールディングス
代表取締役社長　下屋　俊裕
東京都江戸川区北小岩八丁目一三番三号
（乙）株式会社友進
代表取締役社長　武井　孝雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）（乙）ともに
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年八月二十八日
掲載頁　三十八頁（号外第一九二号）

平成二十六年九月二十二日
千葉市中央区富士見二丁目九番二〇号
（甲）株式会社須藤ビル
代表取締役　須藤　憲一
千葉市中央区弁天一丁目三〇番一〇号
（乙）株式会社イチフジ
代表取締役　須藤　憲一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年九月十七日
掲載頁　三十四頁（号外第二〇六号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年九月十七日
掲載頁　三十三頁（号外第二〇六号）
平成二十六年九月二十二日
東京都府中市是政二丁目三一番地一
（甲）アルファダイヤル株式会社
代表取締役　山田　隆治
岩手県花巻市東和町前田二区一三七番地
（乙）岩手大丸コンクリート株式会社
代表取締役　山田　豊

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十六年十一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十六年九月二十九日に予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年六月三十日
掲載頁　一六三頁（号外第一四六号）
平成二十六年九月二十二日
東京都新宿区西新宿六丁目二二番一号
（甲）株式会社オフィス２４
代表取締役　吉江　秀馨
東京都新宿区西新宿六丁目二二番一号
（乙）株式会社オフィス２４ショップ
代表取締役　平村　守